

## 「虐待が犯罪だとは考えていないかった」と語った職員

－虐待はどんな罪になるのか？－

### ■ついカッとなつて利用者の顔を殴ってしまった

ある知的障害者施設で、入職して3か月の男性職員Mさんが利用者に暴力を振るう事件が発生しました。深夜、Mさんが巡回していたところ、男性利用者が廊下を歩いていたため居室に戻そうとしたところ、利用者が激しく抵抗しました。もみ合いの中でMさんは我を忘れ、「いい加減にしろ！」と言って利用者の顔を殴り、その場に押し倒しました。駆け付けた主任が利用者を抱き起こすと、利用者は鼻血を出しており、自力で立ち上がることができませんでした。受診の結果、顔面打撲と大腿骨骨折と診断されました。施設長は家族に深く謝罪し、市に虐待を通報しました。その後、施設長は「本人は深く反省しており、介護の仕事が好きなので続けたいと言っている」と報告しました。これに対し被害者の兄は「こんなひどいがをさせておいて何を言うんだ」と激怒し、警察に傷害罪で告訴しました。警察の取り調べに対し、Mさんは「虐待が犯罪だとは考えていないかった」と述べています。

## 虐待が犯罪であることを職員研修で教えなければならない

### ■虐待行為はそのほとんどが犯罪行為である

職員向けの虐待防止研修の冒頭で「もし皆さんが利用者を虐待してしまったら、どんな法律で罰せられると思いますか？」と問いかけると、ほとんどの職員が「障害者虐待防止法」と答えます。しかし、障害者虐待防止法には職員が利用者を虐待した場合の刑罰規定はありません。



障害者虐待防止法は、障害者に対する虐待を禁止とともに、国や地方公共団体、障害福祉施設の関係者や事業主などの責務を定める法律です。では、職員が利用者を虐待した場合の罰則はどの法律で定められているのでしょうか。実際には、多くの場合、刑法等の一般法によって規定されています。たとえば、職員が利用者に暴行を加え傷害を負わせた行為は傷害罪に該当し、刑事罰(15年以下の懲役又は50万円以下の罰金)の対象となります。

### ■障害者虐待はどんな罪になるのか？

障害者虐待防止法で定義される5類型の虐待行為は、それぞれの具体的な行為内容や結果に応じて、該当し得る罪名や刑罰が異なります。すべての虐待行為が直ちに犯罪に該当するわけではありませんが、おおむね想定される罪名は類型ごとに整理できます(※具体的な処罰は事案の態様や被害の程度により異なります)。研修では、虐待が犯罪であることを必ず伝えなくてはなりません。Mさんが刑罰の内容を十分に理解していれば、単独で無理に対応するのを避け、他の職員を呼ぶなど慎重に対応していたかもしれません。福祉施設の職員には、具体例を交えてわかりやすく、虐待が犯罪であることとどのような罰則があり得るかを周知することが不可欠です。

#### ◆障害者虐待に対する刑法の罰則■

イ 身体に傷や痛みを与える暴行、正当な理由なく身体を拘束すること。

「身体的虐待」⇒暴行罪・傷害罪

□ 意に反するわいせつな行為をすることや強要すること。

「わいせつ行為」⇒不同意わいせつ罪など

ハ 侮辱する言葉や態度、無視などによる精神的な苦痛を与えること。

「心理的虐待」⇒脅迫罪・傷害罪

二 食事や入浴、排泄などの世話を怠り、心身を衰弱させること。

「放置・ネグレクト」⇒遺棄罪・保護責任者遺棄罪

ホ 本人の同意なく財産や年金を使う、金銭を与えないなど、不当に財産上の利益を得ること。

「経済的虐待」⇒横領罪・背任罪・詐欺罪